

# 秋田県公報

## 目 次

告示

- 保安林の指定解除予定通知(二〇六・森林整備課)……………1
- 特定計量器定期検査の実施(二〇七・計量検定所)……………1
- 公共測量終了の通知(二〇八・建設管理課)……………4

公告

- 秋田県労働委員会候補者の推薦(雇用労働政策課)……………4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………4
- 土地改良事業工事の完了の届出(山本地域振興局農林部)……………4
- 県営土地改良事業工事の完了(山本地域振興局農林部)……………4
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の役員退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………5
- 県営土地改良事業工事の完了(由利地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………5

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(二二五)……………5
- 政治団体の設立の届出(二二六)……………5
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二二七)……………6
- 政治団体の解散の届出(二二八)……………9
- 政治団体の収支に関する報告書(二二九)……………11
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(三〇〇)……………13
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(三〇一)……………13
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(三〇二)……………14

## 告 示

秋田県告示第二百六号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 仙北市西木町上松木内字堀内五四三の二(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 秋田県告示第二百七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
仙北市	非自動はかり及び分銅等	平成二十年五月二十七日から	午前十時から正午まで	田沢湖総合開発センター
		平成二十年五月二十八日まで	午後一時三十分から午後三時三十分まで	西木総合開発センター

湯沢市	美郷町
平成二十年六月九日	平成二十年六月二日
午後一時から午後三時	午後一時三十分から午後三時三十分まで
湯沢市役所皆瀬庁舎	美郷町千畑保健センター
平成二十年六月十日	平成二十年六月十一日
午後一時三十分から午後三時三十分まで	午後一時から午後四時
湯沢市雄勝文化会館	稲川農村環境改善センター

横手市	羽後町	東成瀬村					
〃	〃	非自動はかり及び分銅等					
平成二十年六月二十三日	〃	平成二十年六月十二日	平成二十年六月十九日	平成二十年六月十八日	平成二十年六月十七日	平成二十年六月十七日	平成二十年六月十七日
午前十一時から三十分	午後四時から三十分	午前十一時から三十分	午後三時から午後一時	午後四時から午後一時	午後四時から午後一時	午後四時から午後一時	午前十時から正午まで
大雄地域福祉センター	羽後町多目的研修集会施設	東成瀬小学校第二体育館					湯沢生涯学習センター三関地区センター

平成二十年七月一日	平成二十年六月二十六日	平成二十年六月二十五日	平成二十年六月二十四日	平成二十年六月二十四日	平成二十年六月二十四日	平成二十年六月二十四日	平成二十年六月二十四日
午前十時から正午まで	午後一時から正午まで	午後三時から午後四時	午後三時から午後四時	午後三時から午後四時	午後三時から午後四時	午後三時から午後四時	午後三時から午後四時
横手市勤労者福祉施設	山内体育館	十文字文化センター	増田体育館全天候型イベント広場	雄物川就業改善センター	大森コミュニティセンター	平鹿就業改善センター	

大仙市	大仙市	大仙市	大仙市	大仙市	大仙市	大仙市	大仙市
非自動はかり及び分銅等	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平成二十年七月九日	平成二十年七月八日	平成二十年七月三日	平成二十年七月二日	平成二十年七月二日	平成二十年七月二日	平成二十年七月二日	平成二十年七月二日
午後一時三十分	午後三時から三十分	午後三時から午後一時	午後四時から午後一時	午後四時から午後一時	午後四時から午後一時	午後四時から午後一時	午後四時から午後一時
西仙北中央公民館	大仙市南外口コミュニティセンター	大仙市協和総合支所車庫棟	大仙市協和総合支所車庫棟	大仙市協和総合支所車庫棟	大仙市協和総合支所車庫棟	大仙市協和総合支所車庫棟	大仙市協和総合支所車庫棟



		午後四時 まで	
	平成二十年 九月十八日	午前十時 から 正午まで	象潟構造改善 センター
		午後一時 から 午後三時 まで	

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成二十年五月二十七日から同年九月十八日まで

三 特定計量器の所在の場所での検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第二項の規定により、申請すること。

四 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称  
社団法人秋田県計量協会

秋田県告示第二百八号

平成十九年秋田県告示第四百四十七号の公共測量について、平成二十年三月十日終了した旨大館市長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
平成二十年四月二十五日  
秋田県知事 寺田典城

公 告

第三十七期秋田県労働委員会委員の、使用者委員高橋庄四郎委員が辞職するので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり秋田県労働委員会委員候補者の推薦を求める。  
平成二十年四月二十五日  
秋田県知事 寺田典城

- 一 推薦対象  
第三十七期秋田県労働委員会 使用者委員 一人
- 二 推薦資格  
秋田県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 三 被推薦者となることができない者

(一) 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の規定に該当する者

(二) 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第六条その他の法令の規定により、都道府県労働委員会の委員との兼職を禁止されている者  
推薦期間  
平成二十年四月三十日から同年五月二十一日日まで

五 その他

関係書類、手続その他不明な点は、産業経済労働部雇用労働政策課（電話番号〇一八―八六〇―二三三二）へ問い合わせること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年四月二十五日  
秋田県知事 寺田典城

一 能代北部土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名  
能代市竹生字竹生百七番地 佐藤 弘

(二) 就任理事の住所及び氏名  
能代市竹生字竹生百七番地 佐藤 鉄則

二 三種町鵜川土地改良区

就任理事の住所及び氏名  
山本郡三種町外岡字羽立六十四番地 田中 靖

三 荷上場土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町荷上場字館ノ下山根六十二番地三

高橋 孝夫  
高橋 勝利  
菊池 利信  
佐藤 満  
佐藤 満

(二) 就任理事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町荷上場字館ノ下山根九番地一 菊池 満  
字館ノ下山根六十二番地三 高橋 孝夫  
字上野七十三番地六 菊池 利信

字上野七十三番地六 高橋 孝夫  
菊池 利信

能代市二ツ井町荷上場字館ノ下山根十八番地 高橋 勝利  
九番地一 菊池 満

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年四月二十五日  
秋田県知事 寺田典城

一 二ツ井町

完了年月日 平成十八年二月二十三日  
事業名 土地改良事業（高岩川原地区基盤整備促進事業）

二 三種町

完了年月日 平成十八年三月二十七日  
事業名 土地改良事業（下岩川地区中山間地域総合整備事業）

三 三種町

完了年月日 平成十九年三月二十日  
事業名 土地改良事業（落合小出地区基盤整備促進事業）

四 三種町

完了年月日 平成十九年三月二十九日  
事業名 土地改良事業（鹿渡地区農村振興総合整備補助事業）

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年四月二十五日  
秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業（金岡西部地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）  
完了年月日 平成十九年十一月二十九日

二 県営土地改良事業（鵜川南部地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）  
完了年月日 平成二十年三月二十四日

三 県営土地改良事業（相治地区ため池等整備事業）  
完了年月日 平成十九年十二月三日

四 県営土地改良事業（ヒダケ地区ため池等整備事業）  
完了年月日 平成二十年一月十五日

五 県営土地改良事業(太田面地区土地改良総合整備事業(担い手育成型))  
完了年月日 平成二十年三月二十五日

六 県営土地改良事業(母体地区ほ場整備事業(担い手育成型))  
完了年月日 平成二十年三月二十五日

七 県営土地改良事業(大台野地区ほ場整備事業(担い手育成型))  
完了年月日 平成二十年三月二十五日

八 県営土地改良事業(中渡地区ほ場整備事業(担い手育成型))  
完了年月日 平成二十年三月二十五日

九 県営土地改良事業(種地区ほ場整備事業(担い手育成型・区画整理型))  
完了年月日 平成二十年三月二十五日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田市上新城土地改良区  
認可年月日 平成二十年四月十六日

二 秋田市孫左衛門堰土地改良区  
認可年月日 平成二十年四月十六日

三 秋田市豊岩中央土地改良区  
認可年月日 平成二十年四月十六日

四 秋田市旭川筋土地改良区  
認可年月日 平成二十年四月十六日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、西目土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 政党

由利本荘市西目町西目字前ヶ沢三百十八番地  
三浦 昭夫

〃 〃 〃 出戸字中高屋十五番地  
加川 一男

〃 〃 〃 西目字井岡二百八番地  
齋藤 作圓

〃 〃 〃 西目字大西目四百三十七番地  
三浦 良一

〃 〃 〃 沼田字敷森二十六番地一  
須田 誠一

〃 〃 〃 出戸字堀切八十七番地  
鈴木 澄夫

〃 〃 〃 西目字上中沢三十七番地  
岡田 香

二 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市西目町西目字前ヶ沢三百十八番地  
三浦 昭夫

〃 〃 〃 出戸字中高屋十五番地  
加川 一男

〃 〃 〃 西目字井岡二百八番地  
齋藤 作圓

〃 〃 〃 西目字大西目四百三十七番地  
三浦 良一

〃 〃 〃 沼田字敷森二十六番地一  
須田 誠一

〃 〃 〃 出戸字堀切八十七番地  
鈴木 澄夫

〃 〃 〃 西目字上中沢三十七番地  
岡田 香

三 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市西目町西目字大森三百八十三番地一  
齋藤 栄一

〃 〃 〃 〃 字井岡二十四番地  
清橋 征次

〃 〃 〃 〃 字湯保十六番地  
齋藤 孝雄

四 就任監事の住所及び氏名

由利本荘市西目町西目字湯保十六番地  
齋藤 孝雄

〃 〃 〃 〃 字井岡二十四番地  
清橋 征次

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業(柏ノ木沢地区ため池等整備事業)  
完了年月日 平成二十年三月二十七日

二 県営土地改良事業(大谷地区ため池等整備事業)  
完了年月日 平成二十年一月四日

三 県営土地改良事業(西目地区かんがい排水事業)  
完了年月日 平成二十年二月十五日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年四月十六日認可したので、同条第

三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年四月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十五号  
公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成二十年四月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程  
公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

身体障害者療護施設 愛光園	湯沢市寺沢字段ノ上四番地五	を
障がい者支援施設 愛光園	湯沢市寺沢字段ノ上四番地五	に

改める。

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第二十六号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成二十年三月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一



堀内和夫後援会	代 表 者	堀内和夫	竹内昭夫	平成二十年三月六日
梶原良平後援会	主たる事務所の 代 表 者	由利本荘市鳥海町下笹子字間木ノ平六十五―一	由利本荘市鳥海町上笹子字下野百七	平成二十年三月七日
JAM秋田政治連盟	代 表 者	大野 正雄	佐々木 光雄	平成二十年三月十一日
秋田県農協政治連盟新あきた支部	会 計 責 任 者	伊藤 克則	金持 善雄	平成二十年三月十二日
檜の会	会 計 責 任 者	越前谷 茂	小林 和雄	平成二十年三月十三日
とがし博之後援会	会 計 責 任 者	越前谷 茂	小林 和雄	〃
横手商工政和会	主たる事務所の 代 表 者	横手市大町七番十八号	横手市神明町十一―三十九	〃
小畑きよし後援会	主たる事務所の 代 表 者	大館市二井田字高村二十四	大館市二井田字高村八十六	平成二十年三月十四日
地域活性化研究会	会 計 責 任 者	佐藤 久義	齋藤 伸志	〃
こだま祥子を支える会	主たる事務所の 代 表 者	潟上市飯田川和田妹川字石田十五―二十	潟上市天王字持谷地百二十四―八	平成二十年三月十七日
奥村隆俊後援会	代 表 者	田村 正徳	日景 久吉	平成二十年三月十八日
小林ひろし後援会	主たる事務所の 代 表 者	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中四百六十六―十	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中四百三十一―十	平成二十年三月十九日
秋田県社会福祉政治連盟	代 表 者	小林 寛	北嶋 種樹	平成二十年三月十九日
秋田県造園協会政治連盟	会 計 責 任 者	平良 宥一	吉田 慶嗣	平成二十年三月二十一日
石川平臣後援会	主たる事務所の 代 表 者	秋田市下新城岩城字上向八十	加賀 辰夫	〃
佐々木しょうじ後援会	会 計 責 任 者	三浦 房子	柳田 フミ子	〃
くらしと政治をつなぐ会	主たる事務所の 代 表 者	秋田市寺内蛭根三丁目二十一―十八	秋田市中通一―四―五 古沢ビル六F	平成二十年三月二十四日
佐藤加代子事務所	会 計 責 任 者	相馬 忠男	佐藤 健之助	平成二十年三月二十五日
藤井春雄後援会	会 計 責 任 者	相馬 忠男	佐藤 健之助	〃
藤井春雄を励ます会	会 計 責 任 者	相馬 忠男	佐藤 健之助	〃

秋田県税理士政治連盟	秋田県税理士政治連盟	秋田県柔道整復師連盟	藤原儀弘後援会	大曲トライ政策研究会		佐藤いさお後援会		鳥井修後援会	富岡喜芳後援会	奥山收三後援会	鬼川頼男後援会		秋田県農協政治連盟秋田しんせい支部	中田満後援会	中田謙三後援会	佐藤しん平後援会	今川ゆうさく後援会	
主たる事務所の	主たる事務所の	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	会計責任者	主たる事務所の	会計責任者	代表者	代表者	主たる事務所の	主たる事務所の	代表者	会計責任者	主たる事務所の	
秋田市中通五丁目六番三十三号	秋田市桜ガ丘三丁目二番地六	鎌田光教	藤原アサ子	高橋朗	高橋朗	加賀久雄	三浦貞義	泉信行	大仙市上鷲野字古館七十三	奥山收三	鬼川美保子	鬼川頼男	仙北市田沢湖田沢字沼田七十二	相庭直一	大山弘	能代市柳町一一一	中田正好	秋田市泉南一丁目七十一
秋田市桜ガ丘三丁目二番地六	秋田市山王四丁目六一二十	高橋四郎	藤原孝志	加藤忠雄	加藤忠雄	斎藤忠一	阿部稔	佐藤幸介	大仙市上鷲野字古館七十二	里内隆吉	鬼川威房	堀内勝彦	仙北市田沢湖生保内字浮世坂五十四	佐藤俊一	梅田一夫	能代市万町一一十	中田利政	秋田市泉南二丁目十番二十五号
〃	〃	〃	〃	〃	平成二十年三月二十八日		〃	〃	〃	平成二十年三月二十七日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成二十年三月二十六日



二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県桜友会支部	上田良司	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月十九日
自由民主党秋田県大樹支部	福司満	〃	平成二十年三月二十七日
自由民主党雄和支部	齊藤善悦	〃	平成二十年三月三十一日
萩野芳紀後援会	萩野芳紀	平成二十年二月二十九日	〃
田中孝悦後援会	佐藤吉五郎	平成十九年十二月二十五日	平成二十年三月二十五日
横手政経交有会	鶴田有司	平成二十年二月二十九日	〃
春日清孝後援会	藤井操	平成十八年一月十五日	平成二十年三月二十四日
加成義臣政治経済研究会	加成義臣	平成十九年九月二十八日	〃
加成義臣後援会	石郷岡栄吉	平成十九年九月二十八日	平成二十年三月二十一日
渡部かおる後援会	松永萬四郎	平成十九年十二月三十一日	〃
石塚みつる後援会	田中龍夫	平成十九年十二月二十六日	平成二十年三月十八日
つや永光を育てる会	津谷永光	平成二十年二月二十六日	〃
つや永光後援会比内支部	殿村直也	平成二十年二月十三日	〃
つや永光後援会田代支部	工藤光一	平成二十年二月十三日	〃
鷹巣町永友会	森山光雄	平成二十年二月十三日	平成二十年三月十七日
小林俊悦後援会	鈴木信一	平成十九年十二月二十二日	平成二十年三月十四日
岩谷まさみ後援会	仲沢功	平成二十年三月一日	平成二十年三月四日
佐々木公憲後援会	小山田康造	平成十九年十一月二十五日	平成二十年三月三日

佐藤しん平後援会	武藤 定 昭	平成二十年二月二十九日	平成二十年三月二十六日
豊岩の未来を語る会	武藤 真 作	平成十九年十二月三十日	〃
八郎潟町藤原俊久後援会	菊地 勝 任	平成十九年十二月三十一日	〃
松本ひろし後援会	池田 武 武	平成二十年三月十五日	〃
武藤真作後援会	田口 豊 豊	平成十九年十二月三十日	〃
板垣順二後援会	板垣 儀右工門	平成二十年三月二十七日	平成二十年三月二十七日
高橋昭後援会	高橋 義 雄	平成十九年十二月三十一日	〃
長谷川誠後援会	小川 勇 勇	平成二十年三月二十五日	〃
佐藤芳信後援会	阿部 義 明	平成二十年三月二十七日	平成二十年三月二十八日
佐々木長門後援会	鈴木 長 喜	平成十九年十二月二十五日	〃
斎藤吉郎後援会	柴田 勝 元	平成二十年三月三十一日	平成二十年三月三十一日
中原爽後援会	石田 宏 宏	平成二十年三月三十一日	〃
野原多津美後援会	熊谷 庄太郎	平成二十年三月二十日	〃
南風会	赤坂 憲 明	平成二十年三月二十日	〃
研友会	野原 多津美	平成二十年三月二十日	〃

秋選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十年四月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
 Ⅱ 報告書の要旨  
 Ⅰ 収入及び支出のある団体  
 (1) 政党  
 政治団体の名称 自由民主党雄和支部（平成19年分）  
 報告年月日 平成20年3月31日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 499,902円

前年からの繰越額 238,568円  
 本年の収入額 261,334円  
 支出総額 325,603円  
 (イ) 支出の内訳  
 (ア) 収入・支出の内訳  
 個人の負担する党費又は会費 121,200円  
 員数 94人  
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党秋田県支部連合会 その他の収入 合 計 (イ) 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 合 計 政治団体の名称 小林俊悦後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成20年3月14日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 合 計 (イ) 支出の内訳 経常経費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 組織活動費 合 計 政治団体の名称 渡部かおる後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成20年3月18日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 合 計	140,000円 140,000円 134円 261,334円 325,603円 325,603円 325,603円 678,392円 502,392円 176,000円 678,392円 176,000円 176,000円 150人 176,000円 461,993円 9,848円 121,665円 330,480円 216,399円 216,399円 678,392円 25,800円 800円 25,000円 25,000円 25,800円 25,000円 25人 25,000円 25,000円	(イ) 支出の内訳 政治活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費 合 計 政治団体の名称 加成義臣後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成20年3月21日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 政治団体からの寄付 その他の寄付 合 計 (イ) 支出の内訳 経常経費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治団体の名称 加成義臣政治経済研究会 (平成19年分) 報告年月日 平成20年3月21日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 個人からの寄付 その他の寄付 合 計 (イ) 支出の内訳 政治活動費 寄付・交付金 合 計	25,800円 25,800円 25,800円 25,800円 55,819円 47,289円 8,530円 55,819円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円 55,819円 17,845円 2,084円 35,890円 55,819円 8,530円 0円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円 8,530円	政治団体の名称 春日清孝後援会 (平成18年分) 報告年月日 平成20年3月24日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 政治団体の名称 萩野芳紀後援会 (平成20年分) 報告年月日 平成20年3月25日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 政治団体の名称 松本ひろし後援会 (平成20年分) 報告年月日 平成20年3月26日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 政治団体の名称 武藤真作後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成20年3月26日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 政治団体の名称 板垣順二後援会 (平成20年分) 報告年月日 平成20年3月27日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 政治団体の名称 高橋昭後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成20年3月27日 ア 収入・支出の総額 (イ) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額	1841円 1841円 0円 0円 3670円 3670円 0円 0円 1950円 1950円 0円 0円 8947円 8947円 0円 0円 8565円 8565円 0円 0円 4915円 4915円 0円 0円
--	--	---	---	--	--

(ナ) 支出総額  
2 収入及び支出のない団体  
(1) 政党

0円

政治団体の名称	報告年月日
自由民主党秋田県桜友会支部 (平成19年分)	平成20年3月19日
自由民主党秋田県大樹支部 (平成19年分)	平成20年3月27日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
佐々木公憲後援会 (平成19年分)	平成20年3月3日
岩谷まさみ後援会 (平成20年分)	平成20年3月4日
鷹巣町永友会 (平成20年分)	平成20年3月17日
つや永光後援会田代支部 (平成20年分)	〃

つや永光後援会比内支部 (平成20年分)	〃
つや永光を育てる会 (平成20年分)	〃
石塚みつる後援会 (平成19年分)	平成20年3月18日
横手政経友有会 (平成20年分)	平成20年3月24日
田中孝悦後援会 (平成19年分)	平成20年3月25日
佐藤しん平後援会 (平成20年分)	平成20年3月26日
豊岩の未来を語る会 (平成19年分)	〃
八郎潟町藤原俊久後援会 (平成19年分)	〃
長谷川誠後援会 (平成20年分)	平成20年3月27日
佐藤芳信後援会 (平成20年分)	平成20年3月28日

佐々木長円後援会 (平成18,19年分)	〃
斎藤吉郎後援会 (平成20年分)	平成20年3月31日
中原爽後援会 (平成20年分)	〃
野原多津美後援会 (平成20年分)	〃
南風会 (平成20年分)	〃
研友会 (平成20年分)	〃

秋選管告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったのにつき、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月二十五日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
石塚 秀博	市議会議員	石塚ひでひろ後援会	秋田市仁井田字大野百四十三二	平成二十年三月二十八日
堀井 明美	市議会議員	堀井あけみ後援会	秋田市仁井田福島二丁目七十七	平成二十年三月二十八日

秋選管告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事

項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成二十年四月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
				内	容	

